



福岡医発第 2685 号 (地)  
令和 4 年 12 月 27 日

各 医 師 会 長      殿

福 岡 県 医 師 会  
会 長 蓮 澤 浩 明  
(公 印 省 略)

令和 4 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

令和 4 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 4 年 3 月 17 日付け「令和 4 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところです。

今般、基本診療料の施設基準並びにその届出について、別添 1 のとおり厚生労働省保険局医療課より事務連絡が発出された旨、日本医師会及び九州厚生局より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、令和 5 年 1 月 1 日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているものについて届出漏れが生じないように取りまとめたものとなっております。

また、別紙の届出対象について、令和 5 年 1 月 18 日 (水) までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものにつきましては、同月 1 日に遡って算定することが可能です。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本件につきましては、届出漏れが生じないように、当該経過措置に係る施設基準を届け出ている保険医療機関に対し、別添 2 のとおり令和 4 年 12 月 13 日付けで送付されます。
- 2) 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い (その 26)」(令和 2 年 8 月 31 日厚生労働省保険局医療課事務連絡) の 1 (2) に該当する保険医療機関等については、1 (2) に該当する前に満たしていた診療実績等に係る要件について、施設基準等を満たしていない場合であっても、直ちに施設基準を取り下げる必要はありませんが、その場合であっても、通知に基づき届出は行う必要がありますのでご留意いただくようお願い申し上げます。

---

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎  
会長 島田昇二郎

日医発第 1767 号（保険）  
令和 4 年 1 2 月 1 3 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
長 島 公 之  
(公印省略)

令和 4 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

令和 4 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 4 年 3 月 4 日付け（保 305）「令和 4 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、基本診療料の施設基準並びにその届出について、厚生労働省保険局医療課より事務連絡がありましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、令和 5 年 1 月 1 日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているものについて届出漏れが生じないように取りまとめたものとなっております。また、別紙の届出対象について、令和 5 年 1 月 18 日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものにつきましては、同月 1 日に遡って算定することが可能であります。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その 26）」（令和 2 年 8 月 31 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の 1（2）に該当する保険医療機関等については、1（2）に該当する前に満たしていた診療実績等に係る要件について、施設基準等を満たしていない場合であっても、直ちに施設基準を取り下げる必要はありませんが、その場合であっても、通知に基づき届出は行う必要がありますのでご留意いただくようお願い申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

令和 4 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて  
(令和 4 年 12 月 7 日 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡  
令和 4 年 1 2 月 2 0 日

福岡県医師会長 様

九州厚生局指導監査課長

令和 4 年度診療報酬改定において経過措置を設けた  
施設基準の取扱いの周知について（依頼）

平素から社会保険医療行政の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、令和 4 年度診療報酬改定において、令和 4 年 12 月 31 日で経過措置の期限が到来する施設基準について、令和 5 年 1 月 1 日以降も引き続き算定する場合には、届出が必要とされているところです。

当該経過措置に係る届出については、令和 4 年 12 月 7 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡（別添 1）により、令和 5 年 1 月 18 日（水）までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものは、同月 1 日に遡って算定することができますものとされました。

当局においては、届出漏れが生じないよう、当該経過措置に係る施設基準を届け出ている保険医療機関に対し、周知文書（別添 2）を送付することとしておりますが、貴会におかれましても、当該取扱いの会員各位への周知についてご配慮いただければ幸いです。

なお、当局公式ホームページ [<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>] にて関係通知及び届出様式等を掲載しておりますので、併せてご参照ください。

記

取扱いの概要

1 経過措置に係る要件を満たしており、引き続き算定する場合

当該経過措置項目に係る様式の提出が必要となります。（詳細は別添 1（又は 2）の別紙をご参照ください。また、届出する施設基準の表紙（基本診療料は別添 7）も必要です。）

なお、当該取扱いは、令和 4 年度診療報酬改定において、令和 4 年 12 月 31 日に経過措置の期限が到来する施設基準のみが対象となります。

2 要件を満たさない場合

施設基準を満たしていない場合は、変更又は辞退の届出が必要となります。

3 届出の際の診療実績等に係る要件について

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その 26）」（令和

2年8月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の1(2)に該当する保険医療機関等については、1(2)に該当する前に満たしていた診療実績等に係る要件について、施設基準等を満たしていない場合であっても、直ちに施設基準を取り下げる必要はありません。

ただし、その場合であっても、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和4年3月4日保医発0304第2号)に基づき届出は行う必要があります。

事 務 連 絡  
令和 4 年 12 月 7 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 4 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

基本診療料の施設基準等並びにその届出に関する手続きについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 2 号）により示しているところであるが、当該通知の「第 4 経過措置等」の「1」の表 1 及び表 2 に掲げる項目であって、その項目を令和 5 年 1 月 1 日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているものについて、別紙のとおり取りまとめたので、届出漏れ等が生じないように、医療機関へ事前の周知を行うなどご対応をお願いしたい。

また、別紙の届出対象について、令和 5 年 1 月 18 日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月 1 日に遡って算定することができるものとするので、併せてご対応をお願いしたい。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その 26）」（令和 2 年 8 月 31 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の 1（2）に該当する保険医療機関等については、1（2）に該当する前に満たしていた診療実績等に係る要件について、施設基準等を満たしていない場合であっても、直ちに施設基準を取り下げる必要はないことに留意されたい。ただし、その場合であっても、通知に基づき届出は行う必要がある。

令和4年12月31日まで経過措置の施設基準

(別紙)

令和5年1月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの

○基本診療料

| 区分    | 項番 | 届出対象<br>(令和4年3月31日において下記施設基準を<br>届出していた保険医療機関)                                                                                    | 経過措置に係る要件(概要)                                                                                                                    | 引き続き算定する施設基準                   | 届出が必要な様式※ |
|-------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-----------|
| 入院基本料 | 1  | 急性期一般入院料1における重症度、医療・看護必要度の施設基準<br><br>注)ただし、令和4年3月31日時点で、許可病床数200床以上400床未満の保険医療機関の急性期一般入院料1の病棟であって、重症度、医療・看護必要度Ⅰを用いて評価を行っている病棟に限る | 令和4年3月31日時点で現に急性期一般入院料1を届け出ている病棟(許可病床200床以上400床未満の保険医療機関に限る)については、令和4年12月31日までの間に限り、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いた評価に係る基準を満たしているものとみなす。 | 急性期一般入院料1における重症度、医療・看護必要度の施設基準 | 別添7の様式10  |

※医療機関の負担軽減等の観点から、施設基準毎の全届出様式の届出を求めるのではなく、必要最小限の様式の届出を求めるもの。

事 務 連 絡  
令和4年12月20日

保険医療機関 開設者 様

九州厚生局指導監査課長

令和4年度診療報酬改定において経過措置を設けた  
施設基準の取扱いについて（お知らせ）

平素から社会保険医療行政の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年度診療報酬改定において、令和4年12月31日で経過措置の期限が到来する施設基準について、令和5年1月1日以降も当該点数を引き続き算定する場合等には、再度の届出が必要とされているところです。

当該経過措置に係る届出については、令和4年12月7日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡（以下「本省事務連絡」という。）により、令和5年1月18日（水）までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものは、同月1日に遡って算定することができるものとされておりますので、当該点数を引き続き算定する場合は、届出漏れのないようご留意願います。

また、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その26）」（令和2年8月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の1（2）に該当する保険医療機関等については、1（2）に該当する前に満たしていた診療実績等に係る要件について、施設基準等を満たしていない場合であっても、直ちに施設基準を取り下げる必要はありません。

ただし、その場合であっても、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日保医発0304第2号）に基づき届出は行う必要があることにご留意ください。

なお、既に当該経過措置に係る届出がお済みの場合は行き違いになりますので、ご容赦願います（再度の届出は不要です。）。

#### 記

- 1 令和5年1月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの  
別紙「届出対象」欄の施設基準
- 2 提出書類
  - （1）経過措置に係る要件を満たしており、引き続き算定する場合  
別紙の「届出が必要な様式」を1通ご提出ください。

(届出する施設基準の表紙(基本診療料は別添7)も提出してください。)

※ 上記の取扱いは、令和4年度診療報酬改定において、令和4年12月31日に経過措置の期限が到来する施設基準のみの取扱いとなりますので、ご留意願います。

(2) 要件を満たさない場合

施設基準を満たしていない場合は、変更又は辞退の届出をご提出ください。

3 届出に用いる様式について

届出様式(添付書類一覧を含む)及び本省事務連絡について、九州厚生局公式ホームページ [<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>] に掲載していますので、ご確認願います。

(トップページ上部のバナー「令和4年度診療報酬改定(施設基準の届出等)」>「令和4年度診療報酬改定に係る「施設基準の届出等」についてはこちら」をクリックしてください。)

4 届出方法等

(1) 届出場所

九州厚生局指導監査課

(住所：〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-8  
住友生命博多ビル4F)

(2) 届出期限(経過措置に係る届出に限る)

令和5年1月18日(水)〔必着〕

(3) 届出方法

届出については、原則として「郵送」でお願いします。

【問合せ先】九州厚生局指導監査課

TEL 092-707-1125